

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部商工振興課 No.003

処 分 名	勤労者住宅資金融資あっ旋の決定
処分の概要	融資あっ旋の申込書を受理したときは、申込内容を審査し、融資あっ旋の可否を決定するものです。
根拠条例等・条項	春日部市勤労者住宅資金融資あっ旋規則（平成 17 年規則第 155 号）第 9 条第 1 項
審査基準	規則の規定において、貸付対象者（第 3 条）、借入資金の用途（第 4 条）、借入れの条件（第 5 条）、貸付けの条件（第 7 条）の用件が具体的かつ明確に定められており、処分の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであるため、審査基準を設定しないものです。 なお、あっ旋後は、中央労働金庫の審査もあります。
標準処理期間	3 日（あっ旋の決定に要する期間 1 日を含む）
設定年月日	最終改正：平成 26 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	商工振興課窓口への提出
備考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kurashi/shuushoku/fukushi/juutakuyuushi.html

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市勤労者住宅資金融資あっ旋規則
(資格審査等)

第9条 市長は、前条の規定による申込みを受理したときは、申込内容を審査し、融資あっ旋の可否を決定する。

2 市長は、利用申込者に対して、審査の結果を春日部市勤労者住宅資金利用資格決定通知書(様式第2号)又は春日部市勤労者住宅資金利用資格否決通知書(様式第3号)により通知するものとする。